

4月から75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」がはじまりました。

※一定の障害のある方は65歳以上から対象



毎日のようにテレビなどで報道されているなにかと話題のこの新制度ですが今回は保険料について少々しらべてみました。

■お医者さんにかかるときは



後期高齢者医療でもお医者さんにかかるときは、老人保健と同じようにかかった医療費の一部を負担します。

- 一般の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1割負担
- 現役並み所得のある方・・・・3割負担

現役並み所得のある方とは、同一世帯に課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の方をいいます。ただし、次のときは申請により1割負担になります。

- 単身世帯・・・収入額が383万円未満のとき
- 被保険者の方が2人以上いる世帯・・・収入額の合計が520万円未満のとき

■保険料額は

保険料の額は、
全員に・・・・・・・・「等しく負担していただく部分」 (均等割額)
それぞれの方に・・・「所得に応じて負担していただく部分」 (所得割額)
との合計額になります。愛知県内の均等割額は年額40,175円、所得割額を算出する所得割率は7.43%です(平成20年度・21年度の2年間は変わりません。)



$$\text{保険料額} = \text{均等割額 (40,175円)} + \text{所得割額 (総所得金額 - 基礎控除額) \times 所得割率 (〇〇〇〇円 - 33万円) \times 7.43\%}$$

●たとえば・・・ 単身世帯で厚生年金を208万円受給している方の場合

収入208万円の場合、総所得金額は88万円となり
年間保険料額は均等割額と所得割額の合計額となりますので、
これを計算式に当てはめると、
 $40,175円 + (88 - 33)万円 \times 7.43\%$
年間保険料が81,000円(100円未満切り捨て)となります。

このほかにも所得の低い世帯の方や、健康保険の被扶養者だった方は保険料が減額されます。詳しいことについては、お住まいの市町村の窓口か、愛知県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

参考資料: 愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページ